

## 電気料金の値上げの影響を受ける中小企業を支援します。

県は、電気料金の値上げによって経営が悪化した中小企業者を「緊急経済対策特別支援資金」の融資対象に追加して金融支援を行います。

資金名	緊急経済対策特別支援資金
融資対象者	電気料金の値上げ後、 <u>最近3か月間</u> (※1)の電気料金が前年同期と比較して増加し、かつ、 <u>最近3か月間</u> (※1)の売上総利益率または営業利益率が前年同期と比較して低下した方
資金用途	運転資金・借換資金
融資限度額	運転資金 企業：5,000万円 組合：1億円 借換資金 企業：8,000万円 組合：1億6,000万円
融資期間	運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内) 借換資金 10年以内(うち据置期間1年以内)
融資利率	1.65%
保証料率(※2)	0.35～1.72%(割引有) 経営状況を踏まえた9区分
担保・保証人	必要に応じて徴求
申込先	伊予銀行、愛媛銀行、各信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、みずほ銀行、三井住友銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、愛媛県信用保証協会
受付開始	平成25年8月1日より

※1『最近3か月間』とは、7月から値上げが実施された場合、最短で、値上げ後の7月を含む5～7月の3か月間になります。

※2 詳しくは信用保証協会にお問い合わせください。

県のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/taisaku.html>



詳細は、県経営支援課(089-912-2481)または、お近くの取扱金融機関、県信用保証協会(089-931-2111)まで、お気軽にお問い合わせください。